

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹（以下「法人」という）定款第8条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし、週の勤務日数が3日以上の上の理事長及び常務理事をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務の実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、役員が法人職員である場合は、これを支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び交通費を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については年俸制とし、その額は、別表第1に定める額を限度として、職務内容、責任、勤務日数及び法人の経営状況を勘案して理事長が決定する。
- (2) 通勤手当については、一般職員給与規程第14条の規定に準ずる額とする
- (3) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬の額

ア 法人及び施設業務のための出勤及び監事監査等については別表第2に定める額を限度として、職務内容、責任、及び法人の経営状況を勘案して理事長が決定する。

イ 評議員会、理事会等の会議の出席については別表3に定める額とする。

- (2) 交通費については、旅費規程に基づき、あらかじめ申告のあった自宅等から勤務地

までの往復実費相当額を別途支払うことができる。

- (3) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、12等分して毎月支給する。
- (2) 報酬及び通勤手当は、毎月25日に、その役員が指定する金融機関の口座への振込により支払うこととする。ただし、その日が金融機関休業日に当たるときは、その前日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬及び交通費は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、預り金、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 役員報酬および費用弁償規程は、平成29年3月31日で廃止する

別表第 1

	年俸限度額
理事長 常務理事	7 8 0 万円

別表 2

	日額限度額
評議員	1 0 , 0 0 0 円
理事長 常務理事	3 0 , 0 0 0 円
理 事	1 0 , 0 0 0 円
監 事	1 0 , 0 0 0 円

別表 3

	日額
評議員会、理事会等への出席	5 , 0 0 0 円